

# 林野火災注意報・警報の運用がはじめました。



## 林野火災注意報

林野火災の予防上、注意を要する気象状況となったときに、「林野火災注意報」を発令します。  
「林野火災注意報」が発令された場合は、火の使用制限の対象区域では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないように努めなければなりません。

努力義務



## 林野火災警報

さらに、林野火災の予防上危険と認めるときは、「林野火災警報」を発令します。  
「林野火災警報」が発令された場合は、火の使用制限の対象区域では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。

罰則のある義務



発令時の制限事項の詳細は  
こちらを確認してください。

## 火の使用制限の対象区域

瀬戸市地域防災計画に基づく林野火災予防対策上の重点地域

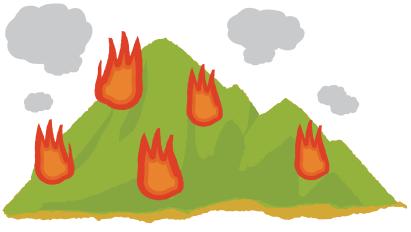
	対象区域	地域区分
水野連区	余床町、曾野町、水北町、穴田町、川平町、十軒町、鹿乗町、三沢町1丁目、内田町1丁目	北西部
下品野連区	北丘町	北部
品野連区	下半田川町、定光寺町 広之田町、井山町、鳥原町、岩屋町、上品野町、白岩町、片草町、上半田川町	東部
東明連区	針原町、長谷口町、白坂町、西白坂町、中白坂町、北白坂町、東白坂町、南白坂町、廻山町、巡間町、門前町、西山路町、山路町、東山路町、上山路町	
山口連区	海上町、屋戸町、広久手町、南山口町、上之山町1丁目、吉野町	南部

## 市民の皆さんへのお知らせ方法



発令された場合は、瀬戸市ホームページに掲載するほか、市公式LINE、瀬戸市安全安心情報メール、ラジオSANK等でお知らせします。また、林野火災警報が発令された場合は、消防車による巡回広報も行います。

瀬戸市公式LINE登録後、デジタル市役所→受信設定→受信設定はこちら→「受信したい「安全安心情報」を選択してください」の「緊急」にチェックを入れると、注意報・警報の発令及び解除の通知が届きます。



# 林野火災を防ごう



【たき火イメージ写真】



【林野火災イメージ写真】



たき火の詳細

林野火災のほとんどは、たき火などの人の行為によって発生しています。  
皆様の林野火災予防へのご協力をお願いします。



## たき火には届出が必要です



瀬戸市内において、たき火をする際は、あらかじめ消防署に届け出なければなりません。  
瀬戸市ホームページ(ID 2063)から様式をダウンロードしてメール、FAXで送信するか、  
電子申請・届出システムに必要事項を入力して登録してください。

FAX: 0561-85-0441

mail : shobo@city.seto.lg.jp



電子申請・届出システムはこちら

問い合わせ先

瀬戸市消防本部 予防課予防広報係

電話 : 0561-85-0479 mail : yobou@city.seto.lg.jp